



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月14日金曜日 第12号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験..... (総務管理課) ... 109
 大規模小売店舗の新設の届出の概要..... (経営支援課) ... 109
 地籍調査の成果の認証 (農政課) ... 110
 農業委員会交付金等交付規程の一部改正..... (農政課農地・担い手対策室) ... 110
 保安林の指定施業要件の変更予定..... (森林整備課) ... 122
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示..... (") ... 123
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正..... (") ... 123
 愛媛県証紙売りさばき人の指定変更許可..... (会計課) ... 128
 土地改良区役員の就退任の届出 (2件) (中予地方局農村整備第一課) ... 128
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 129
 土地改良区役員の就退任の届出 (2件) (南予地方局農村整備課) ... 129
 土地改良区の定款変更の認可..... (") ... 130
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 130

公 告

クリーニング師試験の施行..... (薬務衛生課) ... 131
 愛媛県警察電子文書管理システムの借入れ..... (警察本部会計課) ... 131
 ホストコンピュータ関連ソフトウェア等の借入れ..... (") ... 132

教育委員会規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則..... (教育総務課) ... 133

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令..... (教育総務課) ... 134

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第172号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中村時広

| 試験期日 | 試験場の位置 | 試験場の名称 | 担当区域 |
|----------------------|---------------|------------|------|
| (男子) 令和元年7月28日(日) | 松山市南梅本町乙115番地 | 陸上自衛隊松山駐屯地 | 県内全域 |
| (女子) 令和元年7月28日(日) | 松山市南梅本町乙115番地 | 陸上自衛隊松山駐屯地 | 県内全域 |

○愛媛県告示第173号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 富久店
松山市富久町430 - 2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社工パーウッドイ
松山市高岡町530番地
代表取締役 竹内 加寿美
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲590番地 2
代表取締役 伊藤 慎太郎
大屋観光株式会社
西条市西田甲590番地 2
代表取締役 伊藤 慎太郎 その他未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 2 月 1 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,600平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
77台
イ 駐輪場の収容台数
50台
ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
15立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社大屋
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時
大屋観光株式会社
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前0時
小売業者未定
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午前0時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後6時まで

2 届出年月日

令和元年5月31日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第174号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

| 実施者 | 地 域 | 調 査 期 間 | 成 果 の 名 称 |
|-------|-------------|------------------|--------------------------|
| 四国中央市 | 金生町山田井 8 | 平成28年度から平成29年度まで | 四国中央市（金生町山田井 8）の地籍図及び地籍簿 |
| 新居浜市 | 萩生治良丸旦の上の一部 | 平成24年度から平成25年度まで | 新居浜市萩生治良丸旦の上の一部の地籍図及び地籍簿 |
| 松山市 | 内宮地区の一部 | 平成28年度から平成30年度まで | 松山市（内宮地区の一部）の地籍図及び地籍簿 |

2 認証年月日

令和元年6月14日

○愛媛県告示第175号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和元年度分の交付金及び補助金から適用する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(交付金等交付対象経費及び補助率等)

(交付金等交付対象経費及び補助率等)

第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。

第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。

(1) 交付金

(1) 交付金

| 区分 | 経 費 | 交付基準又は交付金額 |
|---------------------|--|------------|
| 農業委員会に要する経費 | 省略 | |
| | 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費 (農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬をいう。第3項第1号において同じ。) | 省略 |
| | 農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費 | 定額 |
| 農業委員会ネットワーク機構に要する経費 | 広域的な農地利用調整活動等への支援事業に要する経費 | 定額 |

| 区分 | 経 費 | 交付基準又は交付金額 |
|-------------|--|------------|
| 農業委員会に要する経費 | 省略 | |
| | 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費 (農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬をいう。第3項第1号において同じ。) | 省略 |

(2) 負担金

(2) 負担金

| 区分 | 経 費 | 負担率 |
|---------------------|---|-----|
| 農業委員会ネットワーク機構に要する経費 | 農地法_____に基づき農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務(以下「農地法業務」という。)に要する経費 (役職員手当、職員給与費等、役職員旅費、事務等経費及びその他の農地法業務に要する経費をいう。第3項第2号において同じ。) | 省略 |

| 区分 | 経 費 | 負担率 |
|---------------------|--|-----|
| 農業委員会ネットワーク機構に要する経費 | 農地法(昭和27年法律第229号)に基づき農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務(以下「農地法業務」という。)に要する経費 (役職員手当、職員給与費等、役職員旅費、事務等経費及びその他の農地法業務に要する経費をいう。第3項第2号において同じ。) | 省略 |

(3) 補助金

(3) 補助金

| 区分 | 経 費 | 補助率又は補助金額 |
|---------------------|-----|-----------|
| | | |
| 農業委員会ネットワーク機構に要する経費 | 省略 | |

| 区分 | 経 費 | 補助率又は補助金額 |
|---------------------|---|-----------|
| 農業委員会に要する経費 | 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費 | 定額 |
| 農業委員会ネットワーク機構に要する経費 | 省略 | |
| | 広域的な農地利用調整活動等への支援事業に要する経費 | 定額 |

2 省略

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

(1) 農業委員会に要する経費のうち、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する

(1) 農業委員会に要する経費のうち、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する

経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費の相互流用並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費の相互流用

(2) 省略

(財産の管理)

第11条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金又は補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、交付金又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町又は農業委員会ネットワーク機構が交付金又は補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

様式第1号の(1)(第3条関係)

省略

年度農業委員会交付金交付申請書

年度において農業委員会に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第3条の規定に基づき、交付金 円を交付されたく事業計画書及び収支予算書を添え申請する。

様式第2号の(1)(第3条関係)

事業計画書

1~5 省略

6 農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく事務の適正実施のための支援事業

省略

7・8 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の人数

Table with 3 columns: 農業委員及び推進委員の人数, 農業委員, 推進委員. Includes unit indicators (人).

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

活動区分ごとの活動日数

Table with 4 columns: 活動区分, 活動日数, うち前期分, 活動内容. Includes row for '実質化された人・農地プランに係る活動'.

経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費の相互流用並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費の相互流用

(2) 省略

(財産の管理)

第11条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町又は農業委員会ネットワーク機構が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

様式第1号の(1)(第3条関係)

省略

年度農業委員会交付金等交付申請書

年度において農業委員会に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第3条の規定に基づき、交付金等 円を交付されたく事業計画書及び収支予算書を添え申請する。

様式第2号の(1)(第3条関係)

事業計画書

1~5 省略

6 農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく事務の適正実施のための支援事業

省略

7・8 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

Table with 5 columns: 農業委員及び推進委員の人数, 新制度移行時期, 新制度移行から3月までの月数. Includes unit indicators (人, 年, 月).

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

Table with 4 columns: 時期, 活動日数, うち前期分, 活動内容. Includes row for '担い手への農地集積・集約化の推進活動'.

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

Table with 3 columns: 時期, 活動日数, 活動内容.

| | | | |
|----------------------|----|----|--|
| 2 担い手への農地集積・集約化の推進活動 | 人日 | 人日 | |
| 3 遊休農地の発生防止・解消活動 | 人日 | 人日 | |
| 1から3までの合計 | 人日 | 人日 | |
| うち1及び2の占める割合 | % | % | |

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（年1月1日から同年12月末日 まで）

| 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積 | | うち前期分 |
|-----------------------|----|-------|
| 合計 | ha | ha |
| うち集約化された農地の面積 | ha | ha |
| うち中山間地・樹園地の面積 | ha | ha |

注 省略

ウ 農地集積予定面積

| 合計 | うち前期分 |
|----|-------|
| ha | ha |

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

エ 省略

3 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | 活動実績に応じた交付金額 | | 成果実績に応じた交付金額 | | 経費内訳 |
|----------------------|------|--------------|-------|--------------|-------|------|
| | | うち前期分 | うち前期分 | うち前期分 | うち前期分 | |
| 1 実質化された人・農地プランに係る活動 | 円 | 円 | | | | |

| | | | |
|--|----|-------|--|
| | | うち前期分 | |
| | 人日 | 人日 | |

ウ 農地中間管理機構との連携活動

| 時 期 | 活動日数 | うち前期分 | | 活動内容 |
|-----|------|-------|----|------|
| | | 人日 | 人日 | |
| | 人日 | 人日 | | |

エ 新規参入の促進活動

| 時 期 | 活動日数 | うち前期分 | | 活動内容 |
|-----|------|-------|----|------|
| | | 人日 | 人日 | |
| | 人日 | 人日 | | |

オ その他

| 時 期 | 活動日数 | うち前期分 | | 活動内容 |
|-----|------|-------|----|------|
| | | 人日 | 人日 | |
| | 人日 | 人日 | | |

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（年1月1日から 年12月末日まで）

| 農業委員会の活動による農地集積面積 | | うち前期分 |
|-------------------|--|-------|
| ha | | ha |

注 省略

ウ 省略

3 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | 活動実績に応じた交付金額 | | 成果実績に応じた交付金額 | | 経費内訳 |
|----------------------|------|--------------|-------|--------------|-------|------|
| | | うち前期分 | うち前期分 | うち前期分 | うち前期分 | |
| 1 担い手への農地集積・集約化の推進活動 | 円 | 円 | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 2 担い手への農地集積・集約化の推進活動 | | | | | | |
| 3 遊休農地の発生防止・解消活動 | | | | | | |
| 省略 | | | | | | |

注 省略

別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～7 省略

8 所有者不明の農地の権利関係調査等

| | 件数 | 面積 |
|-------------------------------------|----|----|
| 農地法第32条による調査 | 件 | ha |
| 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第21条の2による調査 | 件 | ha |
| その他の調査 | 件 | ha |

9 省略

10 省略

11 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業に要する経費

| 実施時期 | 内 容 |
|------|-----|
| | |

(4) 省略

(5) 省略

12 省略

13 省略

14 農地所有者等の意向確認調査

| 実施時期 | 調査項目 | 調査対象者見込み数 |
|------|------|-----------|
| | | 人 |

15 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち交付金額 | 経費内訳 |
|----------------------|------|--------|------|
| 1 省略 | | | |
| 2 農地の利用状況等の調査 | | | |
| (1)・(2) 省略 | | | |
| (3) 所有者不明の農地の権利関係調査等 | | | |
| 3 省略 | | | |
| 4 農地等の台帳の整備 | | | |
| (1) 省略 | | | |

| | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|
| 2 遊休農地の発生防止・解消活動 | | | | | | |
| 3 農地中間管理機構との連携活動 | | | | | | |
| 4 新規参入の促進活動 | | | | | | |
| 5 その他 | | | | | | |
| 省略 | | | | | | |

注 省略

別紙2 農地法 に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～7 省略

8 省略

9 省略

10 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

11 省略

12 省略

13 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち補助金額 | 経費内訳 |
|-------------------|------|--------|------|
| 1 省略 | | | |
| 2 農地の利用状況等の調査 | | | |
| (1)・(2) 省略 | | | |
| (3) 所有者不明の農地の権利調査 | | | |
| 3 省略 | | | |
| 4 農地等の台帳の整備 | | | |
| (1) 省略 | | | |

| | | | |
|---------------------------|--|--|--|
| (2) 属性データの入り経費 | | | |
| (3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業 | | | |
| (4) 省略 | | | |
| (5) 省略 | | | |
| 5 省略 | | | |
| 6 農地所有者等の意向確認調査 | | | |
| 合 計 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、事業計画に記載した活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が交付金額と一致するように記載すること。

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1～3 省略

4 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち交付金額 | 経費内訳 |
|-----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、事業計画に記載した活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が交付金額と一致するように記載すること。

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) 省略

(6) 農地情報公開システムに関する調査及び指導・助言

| 実施時期 | 対象農業委員会名 | 活動内容 |
|------|----------|------|
| | | |

2～4 省略

5 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち交付金額 | 経費内訳 |
|-----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、事業計画に記載した活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が交付金額と一致するように記載すること。

様式第3号の(1) (第3条、第12条関係)

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-------------|--------|-----|
| 県費交付金 省略 | 省略 | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度 予算額 | 左のうち県費交 付金交付額 | 備考 |
|-----|------------|------------------|----|
| | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| (2) 属性データの入り経費 | | | |
| (3) 省略 | | | |
| (4) 省略 | | | |
| 5 省略 | | | |
| 合 計 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、_____活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1～3 省略

4 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち補助金額 | 経費内訳 |
|-----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、_____活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) 省略

2～4 省略

5 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち補助金額 | 経費内訳 |
|-----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、_____活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第3号の(1) (第3条、第12条関係)

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 | 備 考 |
|--------------|--------|-----|
| 県費交付金等 省略 | 省略 | |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度 予算額 | 左のうち県費交 付金等交付額 | 備考 |
|-----|------------|-------------------|----|
| | | | |

| | | | |
|--|----|--|--|
| 1～4 省略 | 省略 | | |
| 5 業務費 | | | |
| (1) 農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく事務の適正実施のための支援事業費 | | | |
| (2) 省略 | | | |
| 省略 | | | |

様式第4号の(1)(第4条関係)

I (一般的な場合)

年度農業委員会交付金交付事業変更承認申請書

省略

年 月 日付け 第 号で交付金の交付の決定通知があつたこの事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び収支予算を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請する。

省略

注 交付金の交付の決定に係る事業計画の内容と、変更後の事業計画の内容とが容易に比較対照できるよう作成するものとし、収支予算は、変更前を赤、変更後を黒の二段書きとすること。

様式第5号の(1)(第4条関係)

(交付金の追加交付を伴う場合)

省略

年度農業委員会交付金変更及び追加交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度農業委員会交付金については、農業委員会に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第4条の規定に基づき、交付金 円を追加交付されたく申請する。

省略

1～4 省略

5 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 当初申請予算額 | 今回申請予算額 | 計 | 備考 |
|--------------|---------|---------|---|----|
| <u>県費交付金</u> | 省略 | | | |
| 省略 | | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 予 算 額 | | | 左のうち県費交付金額 | | | 備考 |
|----|-------|-------|---|------------|-------|---|----|
| | 当初申請額 | 今回申請額 | 計 | 当初申請額 | 今回申請額 | 計 | |
| 省略 | | | | | | | |

注 省略

様式第6号の(1)(第7条関係)

年度農業委員会交付金交付事業遂行状況報告書

省略

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつ

| | | | |
|--|----|--|--|
| 1～4 省略 | 省略 | | |
| 5 業務費 | | | |
| (1) 農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく事務の適正実施のための支援事業費 | | | |
| (2) 省略 | | | |
| 省略 | | | |

様式第4号の(1)(第4条関係)

I (一般的な場合)

年度農業委員会交付金等交付事業変更承認申請書

省略

年 月 日付け 第 号で交付金等の交付の決定通知があつたこの事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び収支予算を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請する。

省略

注 交付金等の交付の決定に係る事業計画の内容と、変更後の事業計画の内容とが容易に比較対照できるよう作成するものとし、収支予算は、変更前を赤、変更後を黒の二段書きとすること。

様式第5号の(1)(第4条関係)

(補助金の追加交付を伴う場合)

省略

年度農業委員会補助金変更及び追加交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度農業委員会補助金については、農業委員会に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第4条の規定に基づき、補助金 円を追加交付されたく申請する。

省略

1～4 省略

5 収支予算

(1) 収入の部

| 区 分 | 当初申請予算額 | 今回申請予算額 | 計 | 備考 |
|--------------|---------|---------|---|----|
| <u>県費補助金</u> | 省略 | | | |
| 省略 | | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 予 算 額 | | | 左のうち県費補助金額 | | | 備考 |
|----|-------|-------|---|------------|-------|---|----|
| | 当初申請額 | 今回申請額 | 計 | 当初申請額 | 今回申請額 | 計 | |
| 省略 | | | | | | | |

注 省略

様式第6号の(1)(第7条関係)

年度農業委員会交付金等交付事業遂行状況報告書

省略

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつ

た農業委員会交付金交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

省略

注 省略

様式第8号の(1)（第8条関係）

事業実績書

1～4 省略

5 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

別紙1から別紙3までのとおり。

6 農地法（昭和27年法律第229号）等に基づく事務の適正実施のための支援事業

別紙4のとおり。

7 農地の有効活用を図るための支援事業

別紙5のとおり。

8 経費関係

Table with 4 columns: 業務費, 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業費, 省略, 県費交付金交付額. Includes a summary row for '計'.

9 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数

Table for agricultural committee and promotion committee members. Columns: 農業委員, 推進委員. Includes a total row.

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 活動区分ごとの活動日数

Table for activity days by category. Columns: 活動区分, 活動日数, うち前期分, 活動内容. Categories include '実質化された人・農地プランに係る活動' and '担い手への農地集積・集約化の推進活動'.

た農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

省略

注 省略

様式第8号の(1)（第8条関係）

事業実績書

1～4 省略

5 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

別紙1 _____ のとおり。

6 農地法（昭和27年法律第229号）等に基づく事務の適正実施のための支援事業

別紙2のとおり。

7 農地の有効活用を図るための支援事業

別紙3のとおり。

8 経費関係

Table with 4 columns: 業務費, 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業費, 省略, 県費補助金交付額. Includes a summary row for '計'.

9 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の人数、新制度移行時期並びに3月までの月数

Table for agricultural committee and promotion committee members and transition period. Columns: 農業委員, 推進委員, 新制度移行時期, 新制度移行から3月までの月数.

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

Table for activity days for land consolidation. Columns: 時期, 活動日数, うち前期分, 活動内容.

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

Table for activity days for preventing/eliminating abandoned land. Columns: 時期, 活動日数, うち前期分, 活動内容.

ウ 農地中間管理機構との連携活動

| | | | |
|---------------------------|----|----|---|
| 3 遊休農地の発生 防止・解消活動 | 人日 | 人日 | |
| 1 から 3 までの合計 | 人日 | 人日 | / |
| うち 1 及 び 2 の 占 める割合 | % | % | |

イ 事業計画に対する達成割合

| | |
|---|----|
| アの表の活動区分 1 から 3 までの 活動日数の合計(A) | 人日 |
| 事業計画におけるアの表の活動区 分 1 から 3 までの活動日数の合計 (B) | 人日 |
| 事業計画に対する達成割合 (C) = (A) ÷ (B) | % |

ウ イの(C)が60パーセント未満であった場合、その理由及び
次年度に向けた改善方針

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 60パーセント未満であった理由 | 事業計画の達成に向けた次 年度の改善方針 |
| | |

2 成果実績に応じた交付金関係

- (1) 省略
- (2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の
状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（
年1月1日から同年12月末日 まで）

| 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積 | | うち前期分 | |
|-----------------------|----|-------|----|
| 合 計 | ha | ha | ha |
| うち集約化され た農地の面積 | ha | ha | ha |
| うち中山間地・ 樹園地の面積 | ha | ha | ha |

注 省略

ウ 農地集積予定面積

| | |
|-----|-------|
| 合 計 | うち前期分 |
| ha | ha |

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位
まで記載すること。

エ 省略

3 経費の内訳

| 項 目 | 総事 業費 | 活動実績に 応じた交付 金額 | 成果実績に 応じた交付 金額 | 経費 内訳 |
|-----|----------|----------------------|----------------------|----------|
| | | うち前 期分 | うち前 期分 | |

| 時 期 | 活動日数 | うち前期分 | | 活動内容 |
|-----|------|-------|----|------|
| | | 人日 | 人日 | |

エ 新規参入の促進活動

| 時 期 | 活動日数 | うち前期分 | | 活動内容 |
|-----|------|-------|----|------|
| | | 人日 | 人日 | |

オ その他

| 時 期 | 活動日数 | うち前期分 | | 活動内容 |
|-----|------|-------|----|------|
| | | 人日 | 人日 | |

2 成果実績に応じた交付金関係

- (1) 省略
- (2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の
状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積面積 _____（
年1月1日から 年12月末日まで）

| 農業委員会の活動による農地集積面積 | | うち前期分 | |
|-------------------|----|-------|----|
| ha | ha | ha | ha |

注 省略

ウ 省略

3 経費の内訳

| 項 目 | 総事 業費 | 活動実績に 応じた交付 金額 | 成果実績に 応じた交付 金額 | 経費 内訳 |
|-----|----------|----------------------|----------------------|----------|
| | | うち前 期分 | うち前 期分 | |

| | | | | |
|----------------------|---|---|--|--|
| 1 実質化された人・農地プランに係る活動 | 円 | 円 | | |
| 2 担い手への農地集積・集約化の推進活動 | | | | |
| 3 遊休農地の発生防止・解消活動 | | | | |
| 省略 | | | | |

注 省略

別紙2 活動実績に係る実質化された人・農地プランの作成状況

1 実質化された人・農地プランの作成状況（ 年4月1日から同年12月末日まで）

| 実質化された人・農地プランを作成した地域 | 作成年月日 | 実質化された人・農地プランに係る活動を行つた農業委員又は推進委員の氏名 |
|----------------------|-------|-------------------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |

注 「実質化された人・農地プランを作成した地域」の欄は、市町名、集落名及び地区名を記載すること。

2 人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成状況（年4月1日から同年12月末日まで）

| 人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した地域 | 作成年月日 | 人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した農業委員又は推進委員の氏名 |
|---------------------------|-------|--------------------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |

注 「人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した地域」の欄は、市町名、集落名及び地区名を記載すること。

別紙3 担い手への農地集積・集約化に係る成果実績

1 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（ 年1月1日から同年12月末日まで）

| 月 | 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積 | 農業委員及び推進委員の氏名 | 備考 |
|---|-----------------------|---------------|----|
| 1 | ha | | |
| 2 | ha | | |
| 3 | ha | | |
| 4 | ha | | |

| | | | | |
|----------------------|---|---|--|--|
| 1 担い手への農地集積・集約化の推進活動 | 円 | 円 | | |
| 2 遊休農地の発生防止・解消活動 | | | | |
| 3 農地中間管理機構との連携活動 | | | | |
| 4 新規参入の促進活動 | | | | |
| 5 その他 | | | | |
| 省略 | | | | |

注 省略

| | | | |
|----|----|--|--|
| 5 | ha | | |
| 6 | ha | | |
| 7 | ha | | |
| 8 | ha | | |
| 9 | ha | | |
| 10 | ha | | |
| 11 | ha | | |
| 12 | ha | | |
| 合計 | ha | | |

注 「農業委員会の活動による農地集積・集約化面積」の欄は、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、農業委員会の活動によつて担い手へ利用集積された農地面積を記載すること。

2 農地集積予定面積（ 年1月1日から同年12月末日まで）

| 実質化された人・農地プランを作成した地域 | 農地集積予定面積 |
|----------------------|----------|
| | ha |
| | ha |
| 合計 | ha |

注 「実質化された人・農地プランを作成した地域」の欄は、市町名、集落名及び地区名を記載すること。

別紙4 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～10 省略

11 所有者不明の農地の権利関係調査等

| | 件数 | 面積 |
|-------------------------------------|----|----|
| 農地法第32条による調査 | 件 | ha |
| 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2による調査 | 件 | ha |
| その他の調査 | 件 | ha |

注 司法書士、行政書士等への委託に要した経費の証拠書類等の写しを添付すること。

12・13 省略

14 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業に要する経費

| 実施時期 | 内 容 |
|------|-----|
| | |

(4) 省略

(5) 省略

15・16 省略

17 農地所有者等の意向確認調査

| 実施時期 | 調査項目 | 調査対象者数 |
|------|------|--------|
| | | 人 |

別紙2 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～10 省略

11 所有者不明の農地の権利調査

| | 件数 | 面積 |
|-----------------|----|----|
| 所有者不明の農地（調査前） | 件 | ha |
| うち利用意向調査に係るもの | 件 | ha |
| 所有者が判明した農地（調査後） | 件 | ha |
| うち利用意向調査に係るもの | 件 | ha |

注 行政書士 への委託に要した経費の証拠書類等の写しを添付すること。

12・13 省略

14 農地等の台帳の整備

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

15・16 省略

注 「調査対象者数」の欄は、調査に対する回答を得た農地所有者等の人数を記載すること。

18 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち交付金額 | 経費内訳 |
|---------------------------|------|--------|------|
| 1 省略 | | | |
| 2 農地の利用状況等の調査 | | | |
| (1)・(2) 省略 | | | |
| (3) 所有者不明の農地の権利関係調査等 | | | |
| 3 省略 | | | |
| 4 農地等の台帳の整備 | | | |
| (1) 省略 | | | |
| (2) 属性データの入力経費 | | | |
| (3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業 | | | |
| (4) 省略 | | | |
| (5) 省略 | | | |
| 5 省略 | | | |
| 6 農地所有者等の意向確認調査 | | | |
| 合 計 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、事業計画に記載した活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が交付金額と一致するように記載すること。

別紙5 農地の有効利用を図るための支援事業

1～3 省略

4 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち交付金額 | 経費内訳 |
|-----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、事業計画に記載した活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が交付金額と一致するように記載すること。

様式第8号の(2)(第8条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) 省略

(6) 農地情報公開システムに関する調査及び指導・助言

| 実施時期 | 対象農業委員会名 | 活動内容 |
|------|----------|------|
| | | |

2～4 省略

5 経費の内訳

17 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち補助金額 | 経費内訳 |
|-------------------|------|--------|------|
| 1 省略 | | | |
| 2 農地の利用状況等の調査 | | | |
| (1)・(2) 省略 | | | |
| (3) 所有者不明の農地の権利調査 | | | |
| 3 省略 | | | |
| 4 農地等の台帳の整備 | | | |
| (1) 省略 | | | |
| (2) 属性データの入力経費 | | | |
| (3) 省略 | | | |
| (4) 省略 | | | |
| 5 省略 | | | |
| 合 計 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1～3 省略

4 経費の内訳

| 項 目 | 総事業費 | うち補助金額 | 経費内訳 |
|-----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第8号の(2)(第8条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) 省略

2～4 省略

5 経費の内訳

| 項目 | 総事業費 | うち交付金額 | 経費内訳 |
|----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、事業計画に記載した活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が交付金額と一致するように記載すること。

様式第9号の(1)(第8条、第12条関係)

収支精算書

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 備考 |
|-------|--------|--------|----|
| 県費交付金 | 省略 | | |
| 省略 | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 備考 |
|--|--------|--------|----|
| 1~4 省略 | | | |
| 5 業務費 | | | |
| (1) 農地法(昭和27年法律第229号)等に基づく事務の適正実施のための支援事業費 | | | |
| (2) 省略 | | | |
| 省略 | | | |

| 項目 | 総事業費 | うち補助金額 | 経費内訳 |
|----|------|--------|------|
| 省略 | | | |

注 「経費内訳」の欄は、_____活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第9号の(1)(第8条、第12条関係)

収支精算書

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 備考 |
|--------|--------|--------|----|
| 県費交付金等 | 省略 | | |
| 省略 | | | |

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 備考 |
|---|--------|--------|----|
| 1~4 省略 | | | |
| 5 業務費 | | | |
| (1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための支援事業費 | | | |
| (2) 省略 | | | |
| 省略 | | | |

○愛媛県告示第176号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年5月愛媛県告示第18号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不明又は所在が不明である通知の相手方 | 備考 |
|-------------------------|---------------------------|------------|
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2630番地 宮柱神社 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川1031番地 鶴井金次郎 | 森林所有者・担当権者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲1711番地 正岡静夫 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡美川村大字日野浦乙2772番地 市川喜久雄 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡中津村大字久主2828番地1 中平栄 | 担当権 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2653番地 正岡熊四郎 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦182番戸 中村政藏 | 森林所有者 |

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|-------|
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2651番地31 土居と免よ | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡美川村日野浦5524番地 河崎政實 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2611番地 山村初太郎 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡美川村大字日野浦甲520番地1 秋山慶藏 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2598番地 鶴崎政吉 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡美川村大字日野浦甲2598番地 鶴崎馨 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2873番地 鶴岡和吉 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字上黒岩2番耕地4192番地 藤田豊藏 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 八幡浜市大字八代39番地4 中野豊充 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市末広町二丁目61番戸 愛媛無盡株式会社 | 根抵当権 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市湊町三丁目5番地 和泉良子 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市湊町三丁目5番地1 日野二郎 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市中村町四丁目11番40号 村中政一 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市南江戸五丁目5番39号 市川雅範 | 森林所有者 |

| | | |
|-------------------------|--|-------|
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡美川村日野浦5257番地 高橋博則 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡美川村日野浦5174番地 坂本勝憲 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川493番地 清水マスヨ | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦甲2653番地 高崎浅五郎 | 抵当権 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡弘形村大字日野浦185番戸 中岡新五郎 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市和氣町一丁目87番地 正岡道子 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡久万高原町西谷1970 安宅幸廣 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市朝日ヶ丘二丁目3番32号 吉見省三 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市六軒家町11番地 鶴崎好則 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 上浮穴郡久万高原町上畑野川甲1900番地1 藤田悦子 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 三重県度会郡玉城町佐田411番地2 正岡哲治 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市天山一丁目2番46号 櫻木信之 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 松山市松前町三丁目4番地10 高山徹 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 香川県高松市多賀町二丁目16番8-401号 竹内悦夫 | 森林所有者 |
| 上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。) | 東京都千代田区大手町一丁目5番地6 農林漁業金融公庫(取扱店農林中央金庫松山支店) | 抵当権 |

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第177号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 6月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 北宇和郡鬼北町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第178号

愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定は、令和元年度分の補助金(平成30年度以前の年度分の補助金で令和元年度以降に繰越しとなったものを除く。)から適用し、平成30年度以前の年度分の補助金(令和元年度以降の年度分の補助金で平成30年度以前から繰越しとなったものを含む。)については、なお従前の例による。

令和元年 6月14日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (補助対象事業の種類) | (補助対象事業の種類) |
| 第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。 | 第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。 |
| (1) 省略 | (1) 省略 |
| (2) <u>特定森林再生事業</u> | (2) <u>環境林整備事業</u> |
| ア 森林緊急造成 | ア 公的森林整備 |
| イ・ウ 省略 | イ・ウ 省略 |
| (3)・(4) 省略 | (3)・(4) 省略 |
| (補助対象事業の内容等) | (補助対象事業の内容等) |
| 第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事 | 第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事 |

業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林 _____ において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて行う人工造林等の _____ 森林施業

イ・ウ 省略

- (3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。

ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。

- (ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。

- a 省略
- b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と同法第10条の11第2項 _____ に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 省略

(イ) 省略

- (4) 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～ク 省略

ケ 民間事業者（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者をいう。以下同じ。）

コ 要間伐森林（森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第10条の10第2項に規定する要間伐森林をいう。以下同じ。）に係る森林経営管理法附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧森林法（以下「なお効力を有する旧森林法」という。）第10条の11の2第1項第2号の契約の締結に関しなお効力を有する旧森林法第10条の11の4第1項（なお効力を有する旧森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

- (2) 特定森林再生事業の森林緊急造成にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者、森林経営管

業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 環境林整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア 公的森林整備 自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この項において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからエまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて行う広葉樹林化又は針広混交林化に向けた森林施業

イ・ウ 省略

- (3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。

ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。

- (ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。

- a 省略
- b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と同法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 省略

(イ) 省略

- (4) 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～ク 省略

ケ 要間伐森林（森林法 _____ 第10条の10第2項に規定する要間伐森林をいう。以下同じ。）に係る同法 _____

_____ 第10条の11の2第1項第2号の契約の締結に関し同法 _____ 第10条の11の4第1項（同法 _____

_____ 第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

- (2) 環境林整備事業の公的森林整備 _____ にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者 _____

理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～エ 省略

オ 民間事業者

- (3) 特定森林再生事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者ア 市町（その所有する森林で事業を実施する者、森林所有者と協定を締結した者又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する者に限る。）

イ 省略

ウ 次に掲げる者であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したもの（その所有する森林で事業を実施する者を除く。）

(ア)～(エ) 省略

(オ) 民間事業者

- (4) 特定森林再生事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア～カ 省略

キ 民間事業者

- (5)～(9) 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合 次条の規定による補助金の交付申請ごとに、かつ、実施権配分計画ごとに、(ア)中「森林経営計画」とあるのを「実施権配分計画」と読み替えた場合における(ア) a又はbのいずれかに掲げる規模に該当すること。

イ・ウ 省略

- (2) 特定森林再生事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（水田跡地の人工造林にあつては、1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの

- (3)・(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

- (1)・(2) 省略

- (3) 第2条第1号の事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについて、森林経営管理法第40条の規定により当該実施権配

又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～エ 省略

- (3) 環境林整備事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者ア 市町（その所有する森林で事業を実施する者又は森林所有者と協定を締結した者）に限る。）

イ 省略

ウ 次に掲げる者であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したもの（その所有する森林で事業を実施する者を除く。）

(ア)～(エ) 省略

- (4) 環境林整備事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア～カ 省略

- (5)～(9) 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア)・(イ) 省略

イ・ウ 省略

- (2) 環境林整備事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（水田跡地の人工造林にあつては、1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの

- (3)・(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

- (1)・(2) 省略

分計画が取り消されたとき 当該取消しとなつた実施権配分計画に基づき、当該取消しとなつた日から起算して過去5年以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

5・6 省略

別表第2（第3条、別表第4関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|--------|-------------|-----|
| 1～5 省略 | | |
| 6 省略 | | |
| 7 省略 | | |
| 8 省略 | | |

備考

- 1 省略
- 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から6までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から6までの施業に係る事業量を超えないものに限る。

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

5・6 省略

別表第2（第3条、別表第4関係）

環境林整備事業

1 公的森林整備

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|--------|--|-----|
| 1～5 省略 | | |
| 6 枝打ち | 別表第1 6に同じ。 | 同上 |
| 7 省略 | | |
| 8 保育間伐 | 別表第1 8に同じ。 | 同上 |
| 9 間伐 | 適正な密度管理を目的として 年齢以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費 | 同上 |
| 10 更新伐 | 育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 年齢以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、年齢以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費 | 同上 |
| 11 省略 | | |
| 12 省略 | | |

備考

- 1 省略
- 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から10までの施業に係る事業量を超えないものに限る。

- 4 森林作業道整備は、1から6までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 省略

2 被害森林整備

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|------------|---|-------------------|
| 1～8 省略 | | |
| 9 更新伐 | 育成複層林の造成及び育成若しくは人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 年齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、年齢以上の林分）において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費 | 省略 |
| 10 附帯施設等整備 | (1) 省略 | |
| | (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | 別表第1 11(2)に同じ。 同上 |
| | (3) 林床保全整備 | 別表第1 11(3)に同じ。 同上 |
| | (4) 省略 | |
| 11 省略 | | |
| 備考 省略 | | |

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|---------|-------------|-----|
| 1～7 省略 | | |
| 8 更新伐 | 2の表 9に同じ。 | 省略 |
| 9・10 省略 | | |
| 備考 省略 | | |

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|--------|--|-----|
| 1～8 省略 | | |
| 9 間伐 | 適正な密度管理を目的として 年齢以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数が | 省略 |

- 4 森林作業道整備は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 省略

2 被害森林整備

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|------------|-------------|-----|
| 1～8 省略 | | |
| 9 更新伐 | 1の表 10に同じ。 | 省略 |
| 10 附帯施設等整備 | (1) 省略 | |
| | (2) 省略 | |
| 11 省略 | | |
| 備考 省略 | | |

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|---------|-------------|-----|
| 1～7 省略 | | |
| 8 更新伐 | 1の表 10に同じ。 | 省略 |
| 9・10 省略 | | |
| 備考 省略 | | |

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

| 区 分 | 補助基準（経費の内容） | 補助率 |
|--------|---------------|-----|
| 1～8 省略 | | |
| 9 間伐 | 別表第2 1の表9に同じ。 | 省略 |

| | | | | | |
|----------|---|----|----------|----------------|----|
| | おおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費 | | | | |
| 10 更新伐 | 別表第2 2の表9に同じ。 | 省略 | 10 更新伐 | 別表第2 1の表10に同じ。 | 省略 |
| 11・12 省略 | | | 11・12 省略 | | |
| 備考 省略 | | | 備考 省略 | | |
| (3) 省略 | | | (3) 省略 | | |

○愛媛県告示第179号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中村時広

| 指定番号 | 売りさばき人 | | 変更事項 | | 変更許可年月日 |
|------|-------------------|-------------|-------------------------|-----------------------|-----------|
| | 住所 | 氏名又は名称 | 新 | 旧 | |
| 四第2号 | 四国中央市三島宮川四丁目8番57号 | 四国中央建設業協同組合 | 売りさばき人名称 四国中央建設業協同組合 | 売りさばき人名称 宇摩建設業協同組合 | 令和元年5月20日 |

○愛媛県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月14日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

就任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|-----------------|
| 理事 | 中岡重樹 | 伊予郡砥部町大南1949番地 |
| " | 二ノ宮五月 | 伊予郡砥部町大南1540番地 |
| " | 長岡孝充 | 伊予郡砥部町大南802番地 |
| " | 中村茂久 | 伊予郡砥部町岩谷口408番地 |
| " | 中塚卓二 | 伊予郡砥部町岩谷28番地 |
| " | 松村英夫 | 伊予郡砥部町川登293番地 |
| " | 佐野恵美 | 伊予郡砥部町万年481番地1 |
| " | 青木廣行 | 伊予郡砥部町外山88番地 |
| " | 石司正勝 | 伊予郡砥部町外山400番地 |
| " | 仲田恵介 | 伊予郡砥部町五本松423番地1 |
| " | 石田愼一 | 伊予郡砥部町北川毛930番地 |
| " | 東洋二 | 伊予郡砥部町七折220番地 |
| " | 松村昇二 | 伊予郡砥部町川井1560番地 |
| " | 大内廣志 | 伊予郡砥部町千足104番地1 |
| " | 正岡英司 | 伊予郡砥部町宮内367番地 |
| " | 宮内正彦 | 伊予郡砥部町上原町8番地 |
| " | 相原伸啓 | 伊予郡砥部町高尾田447番地 |
| " | 柳田清勝 | 伊予郡砥部町麻生118番地 |
| " | 土居英昭 | 伊予郡砥部町三角181番地 |
| " | 二宮敬介 | 伊予郡砥部町拾町190番地 |
| " | 相原彰志 | 伊予郡砥部町八倉293番地 |
| " | 金子武 | 伊予郡砥部町岩谷37番地 |
| 監事 | 樋口泰幸 | 伊予郡砥部町川井1553番地 |

| | | |
|---|-------|---------------|
| " | 小西眞佐夫 | 伊予郡砥部町大南377番地 |
| " | 矢野勝利 | 伊予郡砥部町重光426番地 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|----------------|
| 理事 | 中岡重樹 | 伊予郡砥部町大南1949番地 |
| " | 二ノ宮五月 | 伊予郡砥部町大南1540番地 |
| " | 田中義富 | 伊予郡砥部町大南825番地 |
| " | 中村茂久 | 伊予郡砥部町岩谷口408番地 |
| " | 金子武 | 伊予郡砥部町岩谷37番地 |
| " | 松村英夫 | 伊予郡砥部町川登293番地 |
| " | 門田尚士 | 伊予郡砥部町万年575番地 |
| " | 青木廣行 | 伊予郡砥部町外山88番地 |
| " | 前田義夫 | 伊予郡砥部町外山84番地 |
| " | 前田隆造 | 伊予郡砥部町五本松123番地 |
| " | 石田愼一 | 伊予郡砥部町北川毛930番地 |
| " | 福岡義一 | 伊予郡砥部町大角蔵140番地 |
| " | 樋口泰幸 | 伊予郡砥部町川井1553番地 |
| " | 大内廣志 | 伊予郡砥部町千足104番地1 |
| " | 正岡英司 | 伊予郡砥部町宮内367番地 |
| " | 宮内正彦 | 伊予郡砥部町上原町8番地 |
| " | 柳田勇 | 伊予郡砥部町高尾田881番地 |
| " | 柳田清勝 | 伊予郡砥部町麻生118番地 |
| " | 土居武英 | 伊予郡砥部町三角36番地2 |
| " | 矢野勝利 | 伊予郡砥部町重光426番地 |
| " | 相原彰志 | 伊予郡砥部町八倉293番地 |
| " | 三原義收 | 伊予郡砥部町岩谷口318番地 |
| 監事 | 小西浩二 | 伊予郡砥部町大南428番地 |
| " | 西岡昭司 | 伊予郡砥部町川井1066番地 |
| " | 二宮敬介 | 伊予郡砥部町拾町190番地 |

○愛媛県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月14日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------|
| 理事 | 北尾 幸一 | 松山市北条1109番地1 |
| " | 森田 務 | 松山市北条561番地3 |
| " | 豊田 英一 | 松山市北条819番地 |
| " | 俵原 正文 | 松山市北条490番地 |
| " | 伊田 憲弘 | 松山市北条479番地1 |
| " | 森田 浩敏 | 松山市北条362番地8 |
| " | 野田 繁 | 松山市北条924番地 |
| " | 伊田 弘和 | 松山市北条939番地 |

| | | |
|----|-------|--------------|
| 監事 | 野村 峯雄 | 松山市北条512番地1 |
| " | 森田 哲夫 | 松山市北条1060番地4 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|--------|--------------|
| 理事 | 北尾 幸一 | 松山市北条1109番地1 |
| " | 森田 務 | 松山市北条561番地3 |
| " | 俵原 正文 | 松山市北条490番地 |
| " | 伊田 稔 | 松山市北条940番地 |
| " | 高橋 次雄 | 松山市北条516番地 |
| " | 森田 浩敏 | 松山市北条362番地8 |
| " | 豊田 英一 | 松山市北条819番地 |
| " | 伊田 憲弘 | 松山市北条479番地1 |
| 監事 | 越智 眞之助 | 松山市北条452番地6 |
| " | 野村 峯雄 | 松山市北条512番地1 |

○愛媛県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年6月14日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 元中局建（開）第12号 令和元年6月6日 | 伊予郡松前町大字徳丸字灯明田276番3 | 松山市辻町8番21号 白石グランドハイツ507号 弓立 卓司 |

○愛媛県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月14日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|--------|-----------------|
| 理事 | 松下 信孝 | 西予市宇和町信里868番地 |
| " | 宇都宮 信介 | 西予市宇和町瀬戸690番地 |
| " | 河野 健一 | 西予市宇和町岡山142番地1 |
| " | 和家 伸二 | 西予市宇和町伊延西699番地 |
| " | 井上 清吉 | 西予市宇和町信里1139番地1 |
| " | 三浦 明安 | 西予市宇和町田苗真土942番地 |
| " | 水野 徹也 | 西予市宇和町清沢785番地 |
| " | 清水 賢一 | 西予市宇和町坂戸163番地2 |
| " | 黒田 貢 | 西予市宇和町大江724番地 |
| " | 二宮 一朗 | 西予市宇和町小原375番地 |
| " | 井上 裕也 | 西予市宇和町岩木2588番地 |
| " | 二宮 浩 | 西予市宇和町郷内1464番地 |
| " | 二宮 乗重 | 西予市宇和町西山田845番地1 |
| " | 三好 鹿次 | 西予市宇和町1680番地 |
| " | 河野 哲 | 西予市宇和町伊賀上983番地 |

| | | |
|----|--------|------------------|
| " | 宇都宮 喜久 | 西予市宇和町永長843番地 |
| " | 門脇 達也 | 西予市宇和町神領843番地 |
| " | 土橋 儀定 | 西予市宇和町久枝391番地 |
| " | 河野 潤二 | 西予市宇和町野田227番地 |
| " | 谷口 芳男 | 西予市宇和町上松葉556番地 |
| " | 上甲 俊子 | 西予市宇和町稲生883番地 |
| " | 萩森 慎一 | 西予市宇和町皆田753番地 |
| " | 兵頭 敏則 | 西予市宇和町下川852番地 |
| " | 兵頭 修 | 西予市宇和町明間1799番地 |
| " | 松川 平男 | 西予市宇和町明石1646番地 |
| " | 垣内 紀幸 | 西予市宇和町常定寺416番地 |
| " | 上甲 正志 | 西予市宇和町平野105番地1 |
| " | 中野 勝 | 西予市宇和町田野中208番地 |
| 監事 | 田中 勝也 | 西予市宇和町壱所河内1150番地 |
| " | 阿部 功 | 西予市宇和町下松葉324番地 |
| " | 渡辺 邦広 | 西予市宇和町新城777番地 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|-----------------|
| 理事 | 松下 信孝 | 西予市宇和町信里868番地 |
| " | 清家 輝允 | 西予市宇和町東多田569番地 |
| " | 田中 義一 | 西予市宇和町河内1150番地 |
| " | 松本 庄一 | 西予市宇和町伊延東456番地2 |
| " | 増田 敬介 | 西予市宇和町東多田59番地 |

| | | |
|-----|---------|-------------------|
| " | 石 本 省 司 | 西予市宇和町田苗土1567番地 |
| " | 水 野 徹 也 | 西予市宇和町清沢785番地 |
| " | 清 水 賢 一 | 西予市宇和町坂戸163番地 2 |
| " | 井 上 安 男 | 西予市宇和町加茂438番地 2 |
| " | 二 宮 一 朗 | 西予市宇和町小原375番地 |
| " | 井 上 勲 | 西予市宇和町岩木3513番地 |
| " | 山 本 武 紀 | 西予市宇和町郷内1017番地第 1 |
| " | 二 宮 乘 重 | 西予市宇和町西山田845番地 1 |
| " | 三 好 鹿 次 | 西予市宇和町1680番地 |
| " | 河 野 哲 | 西予市宇和町伊賀上983番地 |
| " | 河 野 英 幸 | 西予市宇和町永長743番地 |
| " | 楠 健 明 | 西予市宇和町小野田670番地 |
| " | 二 宮 健 吉 | 西予市宇和町久枝甲153番地 |
| " | 河 野 潤 二 | 西予市宇和町野田227番地 |
| " | 阿 部 功 | 西予市宇和町下松葉324番地 |
| " | 上 甲 俊 子 | 西予市宇和町稲生883番地 |
| " | 萩 森 慎 一 | 西予市宇和町皆田753番地 |
| " | 兵 頭 敏 則 | 西予市宇和町下川1852番地 |
| " | 兵 頭 修 | 西予市宇和町明間1799番地 |
| " | 水 口 秀 昭 | 西予市宇和町明石1647番地 |
| " | 松 本 健 彦 | 西予市宇和町新城946番地 |
| " | 薬師寺 善 高 | 西予市宇和町平野128番地 |
| " | 堀 内 喜久雄 | 西予市宇和町田野中392番地 |
| 監 事 | 岡 本 忠 夫 | 西予市宇和町空所521番地 |
| " | 谷 口 芳 男 | 西予市宇和町上松葉556番地 |
| " | 兵 頭 竹 美 | 西予市宇和町明間2357番地 |

| | | |
|-----|---------|---------------------|
| " | 岡 田 拓 幸 | 西予市城川町魚成3702 - 9 番地 |
| " | 白 石 敬 二 | 西予市城川町魚成1266番地 |
| " | 白 石 雄 一 | 西予市城川町魚成1726番地 |
| " | 河 原 武 徳 | 西予市城川町魚成1646番地 |
| " | 田 中 正 男 | 西予市城川町魚成1558番地 |
| " | 兵 頭 晋 | 西予市城川町魚成3322番地 |
| " | 芝 和 也 | 西予市城川町魚成4262番地 |
| " | 河 野 正 弘 | 西予市城川町魚成5073番地 |
| " | 河 野 康 彦 | 西予市城川町魚成4983番地 |
| " | 織 田 道 信 | 西予市城川町魚成3209番地 |
| 監 事 | 河 野 学 | 西予市城川町魚成4211番地 |
| " | 矢 野 数 也 | 西予市城川町魚成1614番地 |
| " | 河 野 宇 正 | 西予市城川町魚成837番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 | 志 波 豊 | 西予市城川町魚成4594番地 |
| " | 土居原 登 | 西予市城川町魚成1537番地 |
| " | 土居原 清 一 | 西予市城川町魚成1436番地 |
| " | 河 野 義 孝 | 西予市城川町魚成840番地 |
| " | 山 内 雅 彦 | 西予市城川町魚成1898番地 |
| " | 白 石 雄 一 | 西予市城川町魚成1726番地 |
| " | 川 原 淳 | 西予市城川町魚成1704番地 |
| " | 宇都宮 豊 | 西予市城川町魚成3962番地 |
| " | 織 田 福 夫 | 西予市城川町魚成3322番地 |
| " | 芝 和 也 | 西予市城川町魚成4262番地 |
| " | 青 木 幸 雄 | 西予市城川町魚成4132番地 |
| " | 河 野 康 彦 | 西予市城川町魚成4983番地 |
| 監 事 | 河 野 正 志 | 西予市城川町魚成3927番地 |
| " | 河 野 正 弘 | 西予市城川町魚成5073番地 |
| " | 赤 松 隼 人 | 西予市城川町魚成3196番地 |

○愛媛県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 6月14日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 理 事 | 志 波 豊 | 西予市城川町魚成4594番地 |
| " | 河 野 浩 邦 | 西予市城川町魚成3973番地 |

○愛媛県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、一本松土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 6月14日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第186号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|---------------------|------------|-------------|-----------|--------------------|------------|-----------------------|------------------------|
| (般 - 01) 第014238号 | 令和元年 5月 6日 | (有)慎栄建設 | 小野 良一 | 喜多郡内子町五百木1370 | 令和元年 5月10日 | 造園工事業 | 建設業の廃止 (一部) |

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による令和元年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和元年9月5日（木）午前9時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

(2) 実地試験

松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

3 受験願書の提出期間

令和元年7月22日（月）から8月5日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県警察電子文書管理システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県警察電子文書管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・

31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限

令和元年7月25日（木）午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和元年7月25日（木）午後1時30分

愛媛県警察本部2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 事前提出書類の受領期限

公告の日から令和元年7月22日（月）午後5時15分まで。

- (5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Document

Management System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 25 , July , 2019
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ホストコンピュータ関連ソフトウェア等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
ホストコンピュータ関連ソフトウェア等一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
令和元年7月25日（木）午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和元年7月25日（木）午後2時00分
愛媛県警察本部2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限
公告の日から令和元年7月18日（木）午後5時15分まで。
- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Host Computer Related Software and others , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 25 , July , 2019
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年6月14日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(県立学校における授業料等減免規則の一部改正)

第1条 県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注3及び様式第2号注2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第4号注1、様式第5号注1及び様式第6号注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県文化財保護条例施行規則(昭和32年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号注、様式第3号注、様式第4号注2、様式第5号注3、様式第6号注2、様式第7号注、様式第8号注、様式第10号注2及び様式第11号注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県県立学校学則の一部改正)

第4条 愛媛県県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第2号注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(社会教育主事資格認定に関する規則の一部改正)

第5条 社会教育主事資格認定に関する規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注及び様式第2号注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部改正)

第6条 愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注5、様式第2号注5、様式第3号注4、様式第4号の3注4、様式第5号注4、様式第7号の2注、様式第8号注3、様式第13号注2、様式第15号注2、様式第16号の2注、様式第17号注2、様式第18号注2、様式第19号注3、様式第20号注3、様式第21号注3、様式第22号注3、様式第23号注2、様式第24号注2及び様式第25号注2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第7条 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(注)2、第2号様式(注)2、第3号様式(注)5、第4号様式(注)、第5号様式(注)3、第6号様式(注)2、第7号様式(注)、第10号様式(注)、第11号様式(注)及び第12号様式(注)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第8条 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注、様式第3号(注)、様式第4号(注)2、様式第5号(注)、様式第8号(注)及び様式第9号(注)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第9条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号備考5、様式第2号備考2、様式第3号備考2及び様式第4号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正)

第10条 愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注2、様式第3号注、様式第4号注2、様式第6号注2、様式第8号注2及び様式第10号注2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部改正)

第11条 埋蔵文化財の取扱いに関する規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注5、様式第2号注4及び様式第3号注5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第12条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注2、様式第3号注、様式第4号注2、様式第6号注2、様式第8号注2及び様式第9号注2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

第13条 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注2、様式第3号注、様式第4号注2、様式第6号注2、様式第8号注2及び様式第9号注2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

第14条 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注、様式第3号注、様式第4号注、様式第5号注、様式第6号注、様式第8号注2、様式第10号注2及び様式第11号注2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月14日

愛媛県教育委員会
教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会文書管理規程(平成30年愛媛県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

様式第10号注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。